

<シンポジウム>ビジネスと人権：

紛争・軍事占領と私たちの暮らし～ミャンマー、パレスチナ、西サハラ事例から

西サハラ

モロッコ占領下の西サハラ経済への関与は合法か？
～農水産品輸入、漁船操業、再生可能エネルギープロジェクト

松野明久

2025.1.25

西サハラの問題

- 国連憲章 11章「非自治地域に関する宣言」。
西サハラは17ある「非自治地域」の1つ。
非植民地化問題、自決権問題。
- 1975年、モロッコが軍事侵攻。現在までその占領下にある。独立派はポリサリオ戦線で、アルジェリアの難民キャンプを拠点。
- 1991年安保理決議、住民投票実施。
MINURSOが現地に展開。しかし、住民投票は未だ実現していない。
- 弾圧、人権侵害、周縁化。



占領下の経済活動

- **リン鉱石**（肥料、半導体製造に不可欠。日本も買っている）
- **再生可能エネルギー**（風力・太陽光。日本企業も参加）
- **農水産品**（トマト、メロン、タコ、イカ。日本はタコを輸入）
- **観光開発**（ダーフラをリゾート開発、フランスから直行便）
- **漁業協定**（日本漁船が西サハラ
の海でも操業）
- **石油・レアアース**（探査が行われている、イスラエル企業も関与）

リン鉱石

リン鉱石の主要産出国（2023）

国	産出量（1,000MT）
中国	90,000
モロッコ	35,000
米国	20,000
サウジアラビア	14,000
ヨルダン	12,000

西サハラ産リン鉱石の輸出先（2023）

輸出先	輸出量（MT）
メキシコ	700,300
インド	667,300
ニュージーランド	208,200
日本	16,000

天然資源に対する恒久主権

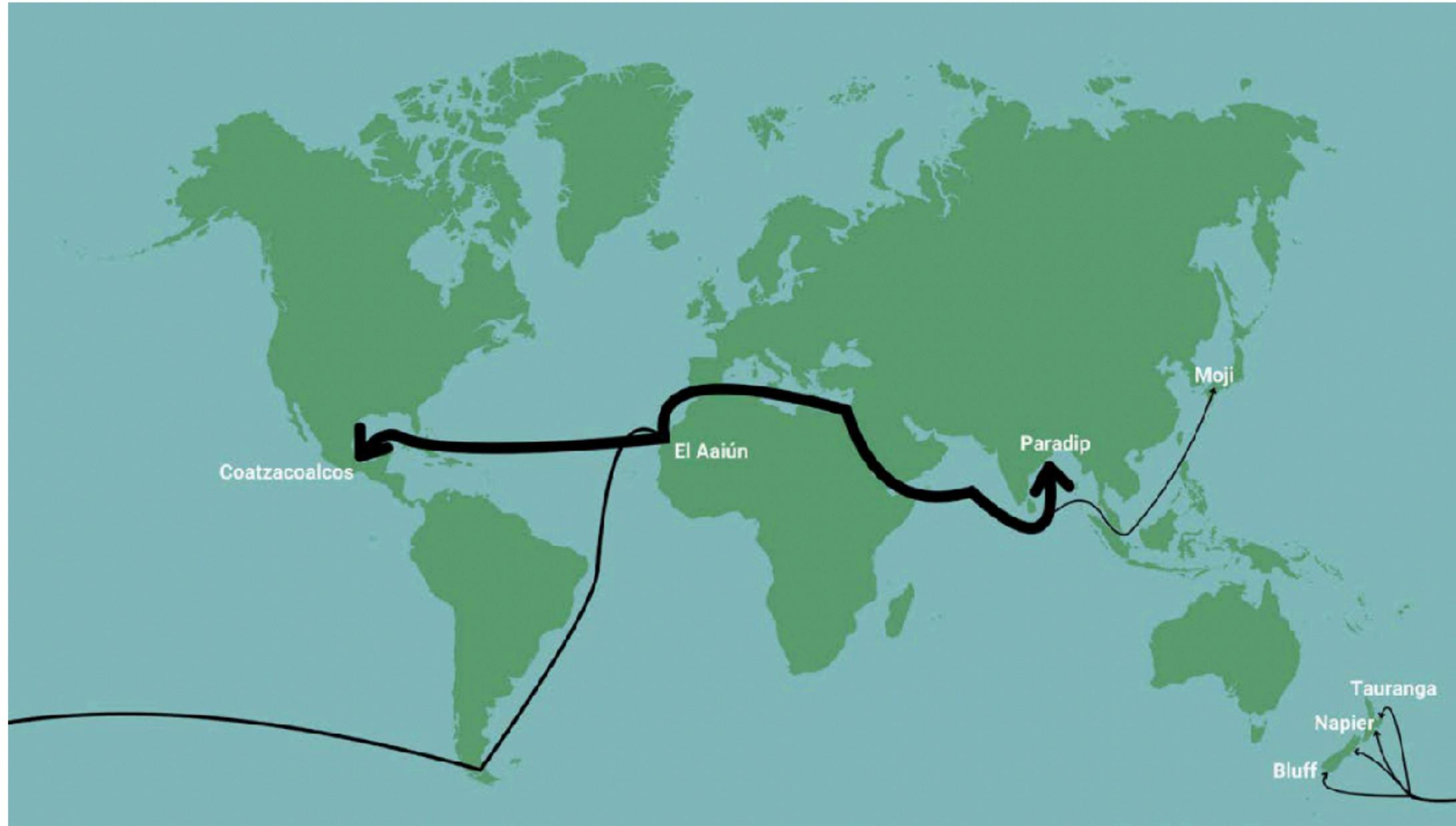
Permanent sovereignty over natural resources

- 1960年 国連総会決議 1514 (XV) 「植民地独立付与宣言」採択。
- 1962年 国連総会決議 1803 (XVII)、天然資源に対する恒久主権を定める
- 1966年 国連総会決議 2158 (XXII)が、その手続きを定める。
- 1972年 国連総会決議 3016 (XXVII)が、対象を海底及び水域に拡大。
- 1982年 国連海洋法条約 (UNCLOS) 採択。

西サハラのリン鉱石

The Shipments, 2023

In 2023, 1.6 million tonnes of phosphate rock was transported from Western Sahara. WSRW traced the entire flow. After the deterioration of vessels in South Africa and Panama in May 2017, no vessels have taken those traditional shipping routes.



西サハラ産リン鉱石の輸出先（2023）

輸出先	輸出量（MT）
メキシコ	700,300
インド	667,300
ニュージーランド	208,200
日本	16,000

モロッコのエル・アイウン



HUANGYAN SPIRIT
Bulk Carrier



marinetraffic
© WG7000

[Add to fleet](#) [Vessel details](#)

MA EUN JP MOJ

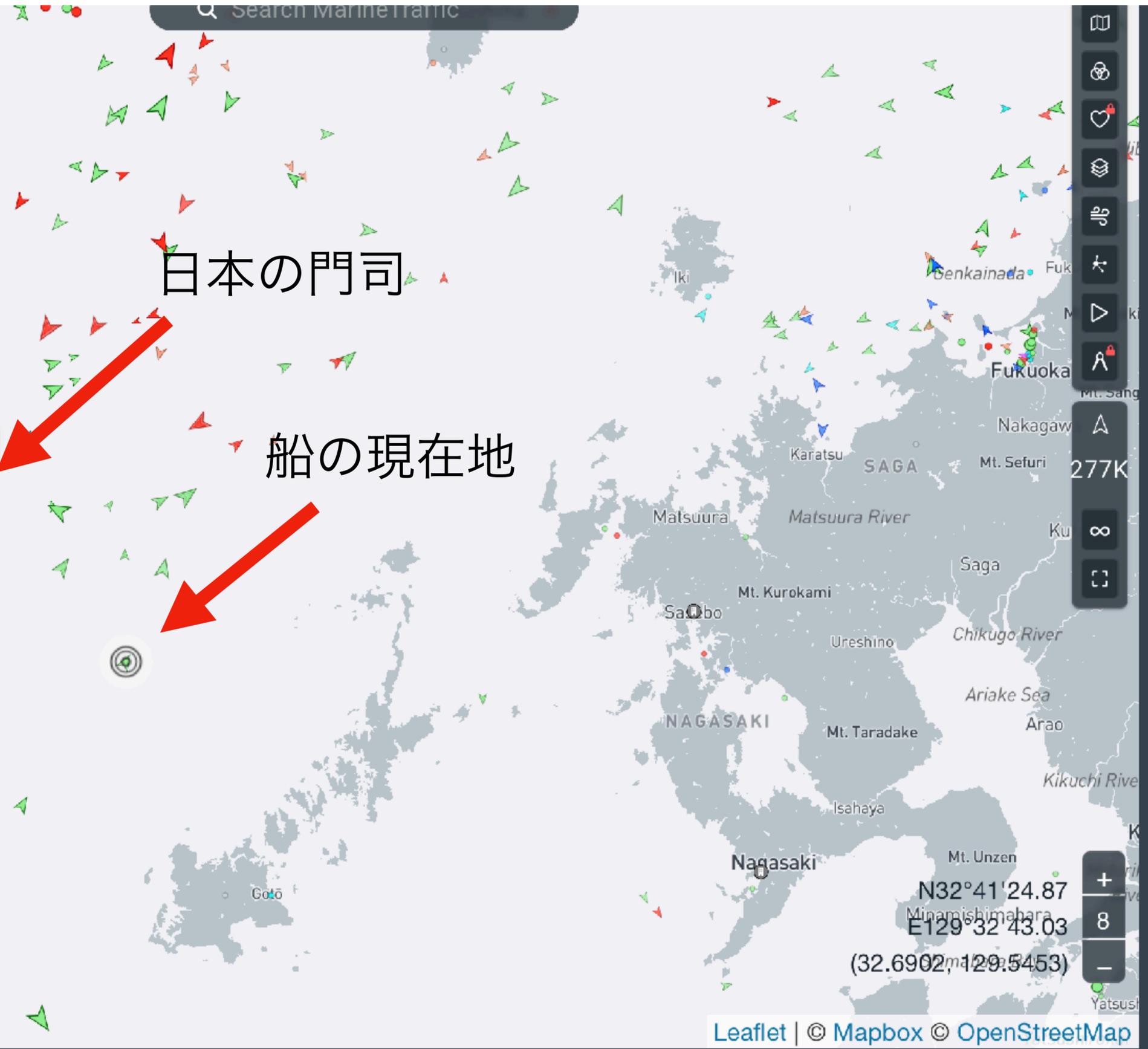
ETA: 2024-12-08 12:00

ATD: 2024-10-13 02:29

[Past track](#) [Route forecast](#)

Service status: Underway Using Engine	Speed/Course: 9.1kn / 31°	Draught: 7.4m
---	-------------------------------------	-------------------------

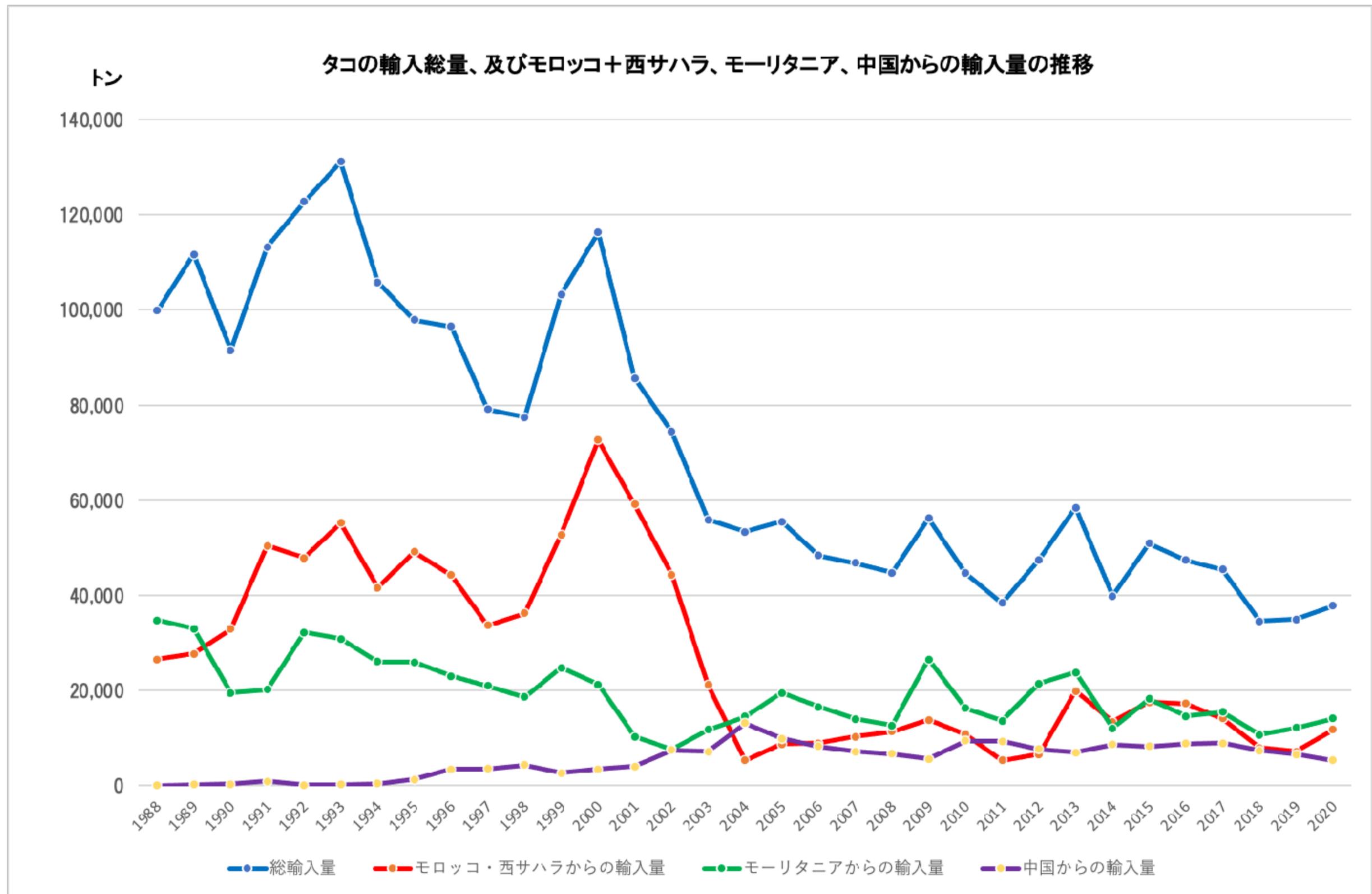
Received: **54 minutes ago** (AIS source: Roaming)



日本の門司

船の現在地





マダコ (Octopus Vulgaris) Stock Dakhlaの生息域

Geographic extent of the marine resource



Food and Agriculture Organization of the United Nations

Discover

Fisheries and Resources Monitoring System (FIRMS)

About FIRMS Concepts and definitions Partners Data FAO State of Stocks In

Marine Resources Fact Sheets

CECAF_SSR_CP 2016

Octopus - Morocco, Dakhla zone

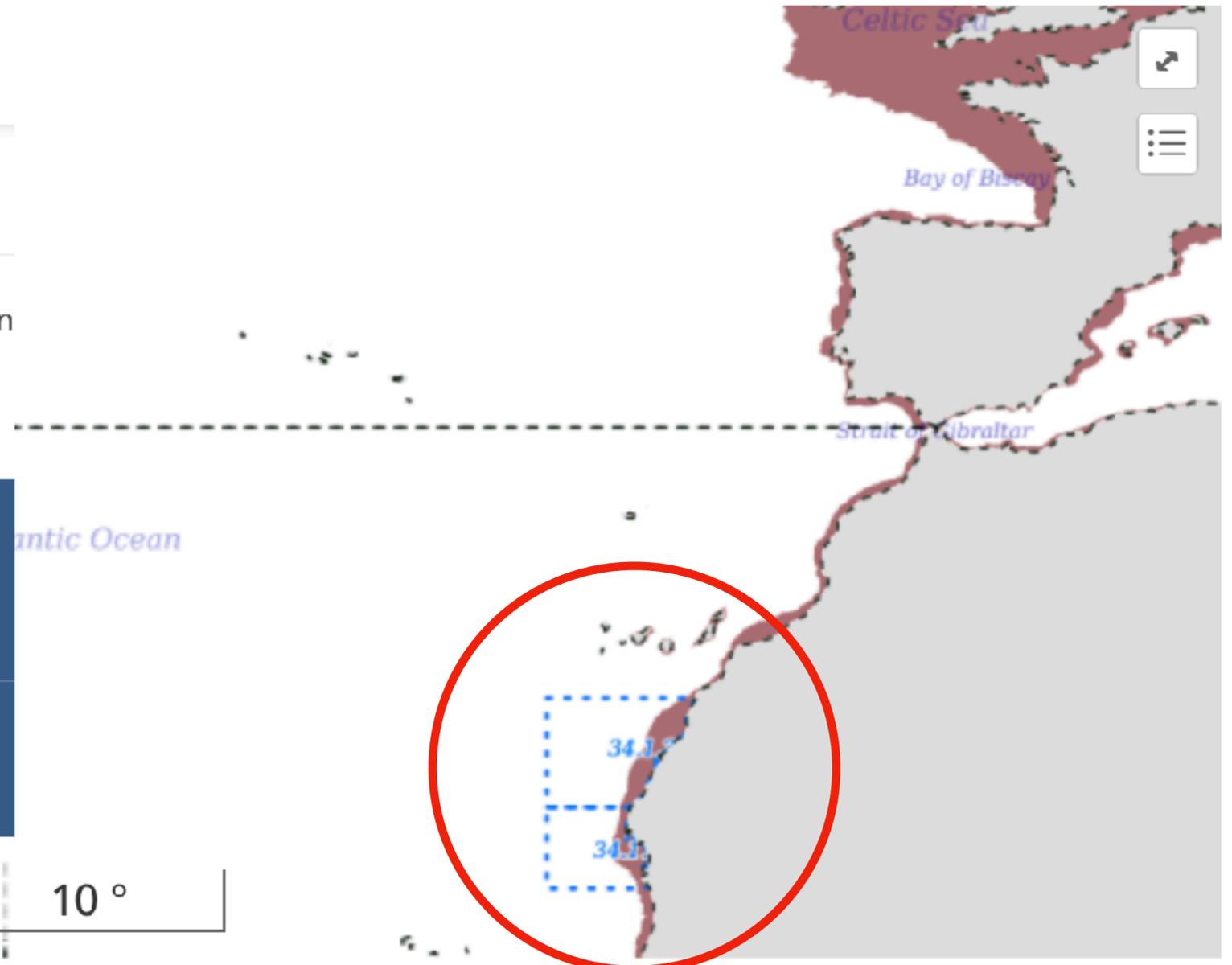
Poulpe (Octopus vulgaris) - Stock Dakhla (26°N - 21°N)

UUID: 9878e724-4eee-3870-be44-022006df08

Semantic Identifier: asfis:OCC+fao:34.1.31;fao:34.1.32

北緯21度～26度

10°



Abdelmalek Fajar and Nicholas Bez, Spacial Considerations of the Dakhla stock of *Octopus Vulgaris*: indicators, patterns and fishery interactions, *International Council for the Exploration of the Sea*, Oxford Journals, 2007.

Spatial considerations for the Dakhla stock of Octopus vulgaris

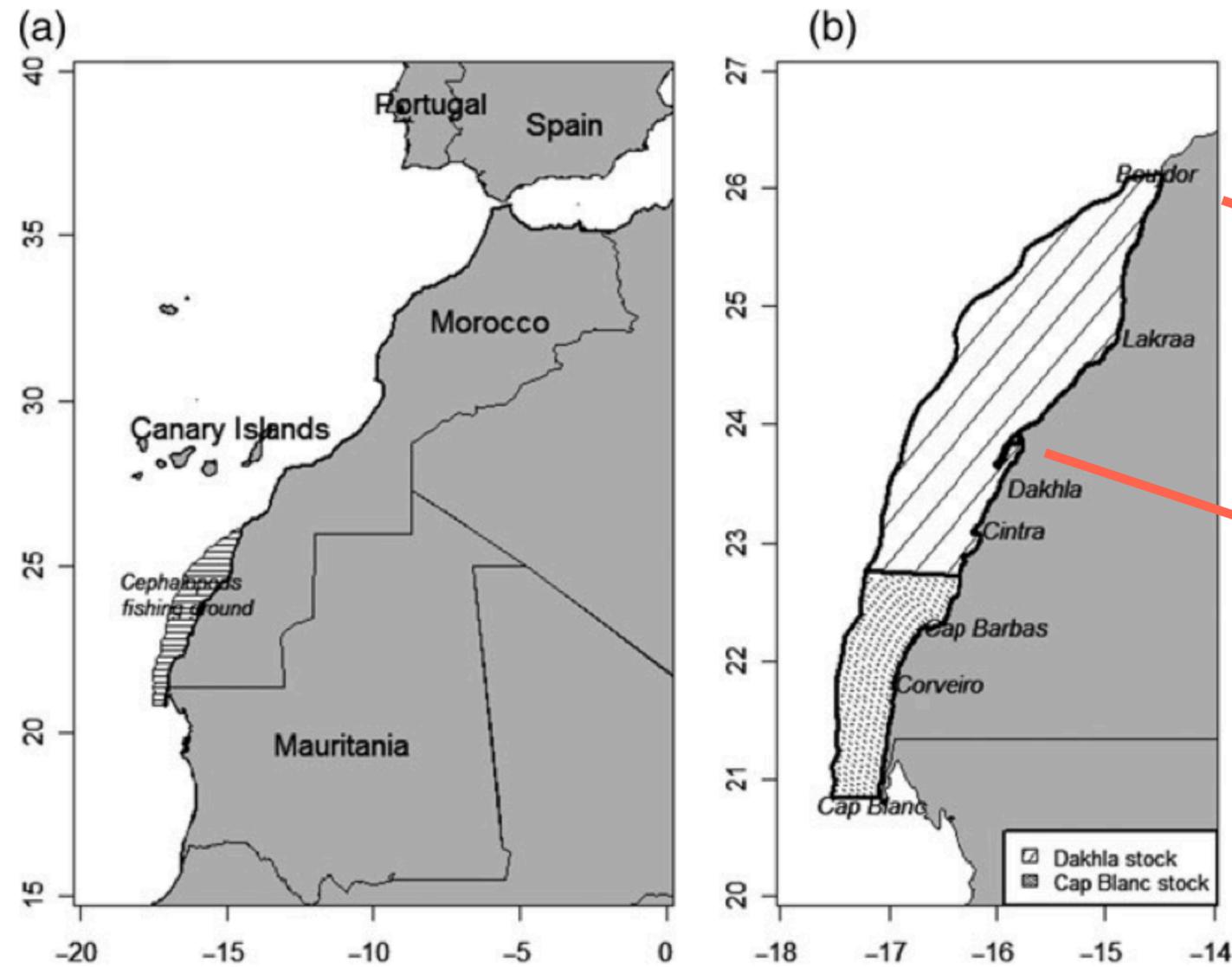


Figure 1. (a) The study area, and (b) the two *O. vulgaris* stocks on Moroccan cephalopod fishing grounds.

タコのガリシア風



新郷啓子さん提供

LaSexta ダーフラに潜入取材したスペインのテレビ 2018年

DAKHLA, O LA CIUDAD DE LOS NEGOCIOS CON EL PULPO COMO PROTAGONISTA

¿De dónde viene el pulpo que compramos? Así se trabaja en Sahara Occidental, el segundo caladero de pulpo más grande del mundo

Equipo de Investigación viaja al lugar de donde proviene la mayoría del **pulpo** que compramos: Dakhla, una antigua colonia española al norte de **África**. Allí, el 70% de la población vive de la **pescay** hacen un gran negocio con este molusco.



キーワードを入力



マイページ

購入履歴



トップ

速報

ライブ

エキスパート

オリジナル

みんなの意見

ランキング

有料

特集アーカイブ記事一覧

タコで追う「西サハラ」問題——築地から “アフリカ最後の植民地”へ

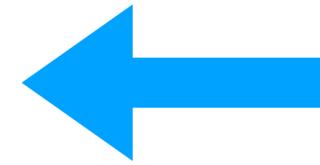
2019/01/15(火) 07:53 配信 オリジナル

 岩崎有一

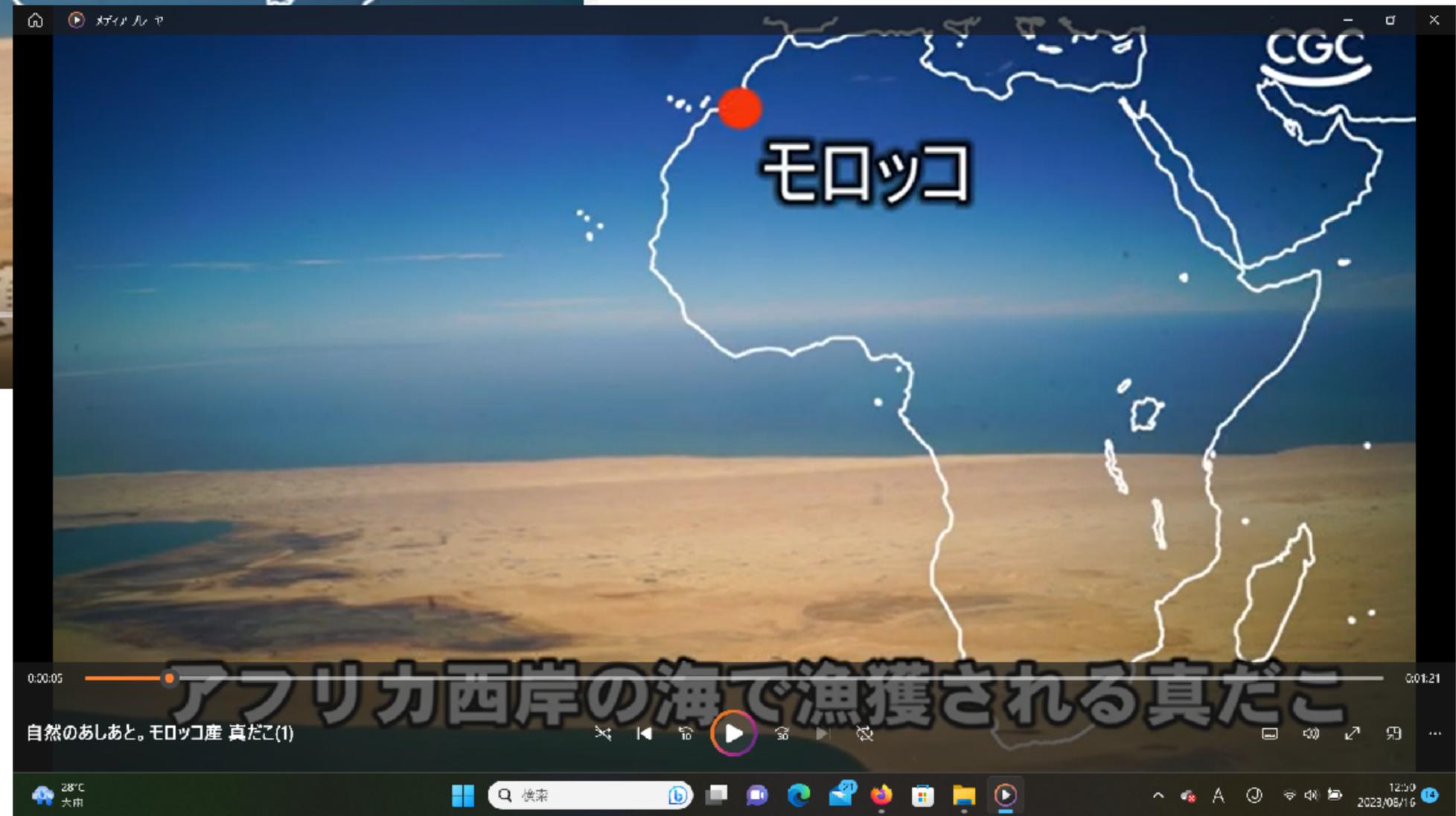
オレンジ色の裸電球が照らす先に、蒸しダコが並んでいた。「アフリカ」と書かれた札も見える。2018年秋、移転前の東京・築地市場。仲卸業者は「タコ



Before



After



EUモロッコ漁業協定裁判

- EUモロッコ漁業協定：EUはモロッコの漁業部門に援助を提供。モロッコはEUの漁船に「モロッコの海域」での操業を許可。ただし、2001年、タコは漁の対象から除外。
- 2014年、ポリサリオ戦線はEUを相手取って、EUの一般裁判所（一審）に提訴。一審は敗訴。しかし、裁判所は協定が西サハラを含まないとした。それでEUは西サハラを含めた協定を作成。
- 2019年、ポリサリオ戦線は新漁業協定を提訴。一審勝訴。二審（最終審）でも勝訴。→新漁業協定は2023年に更新されず、失効。

日本モロッコ漁業協定

- 1985年に署名、ただし批准はされていない？交換公文（1985年）で、協定の中身を暫定的に実施するとした。
- 前文で「国連海洋法条約を考慮する」、「モロッコが国際法に基づき、その200海里の域内に存する生物資源に対する法的管轄権を行使することを認める」とある。→モロッコには受け入れられない。

(和訳)

レターヘッド：ポリサリオ戦線 (Frente Polisario)

2020年10月12日

100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房室

菅義偉内閣総理大臣 殿

閣下、

最初に、サハラウィ人民と政府を代表し、この度閣下が日本国総理大臣に選出されたことに対し、私から祝意を表したいと存じます。

さて、この度本書簡をお送りしますのは、西サハラ領域の沖合で日本籍船舶が行っている漁猟についてサハラウィ人民とその政府が憂慮している件につき、閣下にお伝えしたいからです。

我が国が宣言した排他的経済水域内において現在数隻の日本籍船舶が漁猟を行っていることが、私たちの関心を引くところとなりました。それらは以下の船舶です。

第八太和丸 (Taiwa Maru No. 8: IMO number 9185384)

第八十八太和丸 (Taiwa Maru No. 88: IMO number 9895501)

第八十五漁安丸 (Ryoan Maru No. 85: IMO number 8974661)

我が国の沿岸水域における日本の商業船の漁業活動はこの数年間続いており、西サハラがモロッコに不法に占領されていることから、それらは国際法に違反するものであります。

我が国政府と多くのサハラウィ及び国際的市民社会組織の抗議にもかかわらず、西サハラの沿岸水域での不法な漁猟は止むことなく続いています。

農林水産省Websiteより

日・モロッコ漁業協議の結果について

1. 概要

「日・モロッコ漁業協定」に基づき、我が国まぐろはえ縄漁船の操業条件等について協議を行うため、日・モロッコ漁業協議を毎年開催。

2. 日程・場所

日程：令和5年6月14日（水）～15日（木）

場所：東京（日本）

3. 出席者

（1）日本側：鹿田 敏嗣 水産庁国際課海外漁業協力室長

日本かつお・まぐろ漁業協同組合 ほか

（2）モロッコ側：ドリウォッシュ 農業・海洋漁業・地方開発・水資源・森林省次官（海洋漁業局担当） ほか

4. 結果概要

○日本まぐろはえ縄漁船の操業条件

令和5年（2023年）の操業条件について、昨年と同条件とすることで合意。

① 許可枠：15隻

② 入漁料：2,000米ドル/隻/年

③ ライセンス料：49,500ディルハム/隻/年

人民の承諾と利益

～EU司法裁判所（最高裁）の判決の論理

- 住民（population）と人民（people）はちがう。必要なのは人民の承諾であり、住民の承諾ではない。
- 人民の利益とは、経済発展するとか、所得が増えることではない。法的な利益である。例えば、管理権、ライセンス付与権などが、西サハラ人民のものとならなければならない。

→さて、日本はどうするつもりなのか。